

# 裁判例から学ぶ同一労働同一賃金

## ～無期転換時代に向けた非正規雇用の在り方～

### 労務管理セミナーのご案内

主催：(一社)新宿労働基準協会(幹事)・(一社)三田労働基準協会

近年、同一労働同一賃金の理念が掲げられ、政府からは同一労働同一賃金ガイドライン案なども提示されています。

現時点においては、同一労働同一賃金自体が制度として定着しているとは言えませんが、今後、有期労働契約の無期転換契約への転換なども始まり、同一労働同一賃金の実現に向けた動きは加速していくものと思われます。

既に、同一労働同一賃金をテーマとした裁判例が明らかになっていますので、裁判例をもとに、実務上の対応等を検討して行きますので、是非、ご参加ください。

1 日時 平成29年9月6日(水) 13:30～15:30(開場・受付は13:00～)

2 場所 「B1Z新宿」新宿区西新宿1-8-2(裏面地図参照)

3 内容

(1) 労働契約の申込みみなし制度について

- ・労働契約法が定める申込みみなし制度の概要
- ・具体的な対応時期とその準備について
- ・均衡待遇と均等待遇について

(2) 同一労働同一賃金を取り巻く裁判例について

- ・ニヤクコーポレーション事件(有期労働契約労働者の待遇格差)
- ・ハマキョウレックス事件(有期労働契約労働者に対する各種手当の不支給)
- ・長澤運輸事件(有期労働契約となった定年退職者の賃金低下)
- ・メトロコマース事件(売上で働く正社員と契約社員間の賃金格差)

(3) 同一労働同一賃金ガイドライン案について

4 講師

弁護士法人 ALG&Associates 執行役員 弁護士 家永 勲 氏

【プロフィール】

立命館大学法科大学院卒業、東京弁護士会所属  
企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事。企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数行っている。

近著に「労働紛争解決のための民法」等の基礎知識(労働調査会)など。

5 受講料

当協会会員は、4,000円〔非会員は6,000円〕(税込、資料等含む)

下記振込先口座に、平成29年8月30日(水)までにお振込みください。

- ・三菱東京UFJ銀行 田町支店
- ・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会
- ・普通預金 0397963
- ・名義人住所 港区芝4-4-5

振込人名の前に「講習会月日」をご記入下さい(例0906 〇〇カイン等)。

8月30日までの取消は、返金します。振込手数料はご負担下さい。

6 受講申込(定員60名)

受講申込書にご記入の上、協会事務局へFAXにてお申込み下さい。

講習会当日は、この申込書(コピー可)をご持参ください。

